

購入者用の裏面

(注意)

- 1 指定物品を購入した場合、小売店から販売記録票3通(税関用、戻し税申請用、購入者用)が渡されます。
 派出銀行で戻し税相当額の支払いを受ける場合には、派出銀行あての戻し税相当額支払依頼状も渡されます。
- 2 販売記録票3通は、乗船(搭乗)する港(空港)で、指定物品及び乗船券(搭乗券)とともに税関に提示して確認を受けて下さい。
 販売記録票に記載されていない品物又は現に携帯していない品物については、この確認を受けることができませんのでご注意下さい。
- 3 税関の確認が終わったときは、販売記録票2通(戻し税申請用、購入者用)に確認印が押されて返されます。
 ただし、「戻し税相当額の支払方法」欄の(2), (3), (4)のいずれかの□内に「✓」印が付いている場合には、購入者用のみが返されます。(この場合は、次の5に注意して下さい。)
- 4 税関の確認を受けた後、販売記録票(戻し税申請用)を派出銀行あての戻し税相当額支払依頼状とともに派出銀行に提出すれば、戻し税相当額の支払いを受けることができます。
- 5 税関から返された販売記録票(購入者用)は、指定物品を購入した控えとしてお持ちいただきますが、皆様が外国航路の船や航空機を利用して本土に入る場合、税関検査の際に提示を求められることがありますので、その時まで保管して下さい。